**５．学校生活のきまり**

　大坂上中学校では、生徒が規律正しく安定した生活を送れるように「学校生活のきまり」を設けています。その一部は生徒会を中心に生徒自らの組織的な取り組みにより、制定、運営してきたという経緯があります。生徒の規範意識を高め、きまりを主体的に守ろうとする意識を育てていくことは、集団のなかでの対人関係や社会性を身につけるうえで大切なことです。

(1) 身だしなみ

① 生徒は登下校、校内、対外活動、受験などの際には、標準服を着用してください。また、儀式的行事等（入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式等）の際は、必ずネクタイ、

リボンを着用します。

② 服装は校則に示してあることを守り着用してください。

③ 指定のベスト・セーターの着用を可としています。寒暖の調整はベスト・セーターとブレザーで行います。カーディガンの着用は認められておりません。

④ 登下校時のコートの着用は指定のものに限り認められています。コートの種類はダッフルコート、ピーコートとします。

⑤ 靴下は白、黒、紺、茶等のものとします。ルーズソックスは認めません。

⑥ 頭髪は、「清潔で、自然な美しさ」を基本とし、学習活動に支障のない形とします。

髪の着色、脱色、パーマ等の不要な加工は禁止します。整髪のために香りのある整髪料等　 の使用については禁止します。無香のものでも学校内に持ち込むことを禁止します。

⑦ 体臭等を消すための制汗剤は、学校の許可を得てください。ただし、無香のものとします。

⑧ アクセサリーや装身具などを身につけることや化粧は禁止します。

　⑨ 夏用の半袖ポロシャツは、白・紺・黒の無地にワンポイントまでを可とします。

(2) 持ち物等

① 通学用の靴は、運動性能の高い運動靴とします（革靴は禁止です）。

② 上履き（体育館履き兼用）は本校指定の運動靴を使用し、安全と清潔面を考えかかとを踏みつぶすことなく、正常に保ち使用します。

③ 鞄は、通学上、安全で便利なものとし、紙袋などの口の空いたものは禁止します。

④ 学習活動に不必要なものや、盗難・紛失の心配のある貴重品は持ってきてはいけません。

　　 ※携帯電話は不要物としています。

⑤ 校内、校外とも生徒同士での金銭の貸し借り、物品の売買をしてはいけません。

⑥ 生徒手帳は常に携行してください。

⑦ 全ての持ち物に記名し、自己管理をしっかり行ってください。

(3) 登下校

登下校の際は自転車の使用を禁止します(日野市内中学校共通です)。再登校時も本校は

同様とします（対人・対物にも対応した保険への加入をおすすめします）。

4

(4) 校内生活

① 朝は予鈴（８：２５）までに登校し、本鈴（８：３０）で自席に着席していない場合は

遅刻とします。

② 登下校途中での買い物・買い食いは禁止します。

③ 登校後は無断で外出してはいけません。

④ 欠席の場合は、原則として保護者が生徒手帳の家庭学校連絡欄に記入し、近所の生徒に

ことづけて下さい。近所に生徒がいない場合は、７時５０分から８時１０分の間に保護者が電話連絡を学校にいれてください。

⑤ 授業の間の１０分休みはトイレや次の授業の準備をする時間です。

⑥ 他の教室に入らないでください。

　※その他年度当初に配布される生活のきまりや生徒手帳を参照してください。

**６．部活動**

(1) 部活動は課外活動です。しかし、大坂上中学校の教育活動の一環であることから、学校のきまりの範囲内で、規律ある活動を行うものとします。

(2) 部活動はおもに放課後に活動します。部の活動計画によっては、対外試合、発表会、

対外活動などに参加することがあります。

(3) 部活動は部ごとに活動日、活動時間、活動内容などが異なっています。生徒は活動の

目的や自分の体力、参加できる時間をよく考えて入部してください。

(4) 部活動への入部を希望する生徒は、保護者と相談し、担任を通して顧問に入部届を

提出してください。

(5) 部活動の練習終了時刻等は、

　　　学年末考査　～　１１月下旬　練習終了 午後６時１０分　下校 午後６時３０分

　　　１１月上旬　～　学年末考査　練習終了 午後５時５０分　下校 午後６時１０分

＊練習終了時刻より２０分後を完全下校（校門を出る）時刻とします。

(6) 部活動一覧（下表は令和４年度のものです）

　※部活動は通年で活動するものや、シーズンに集中して活動するものがあります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運 動 系 | | 文 化 系 | |
| 野　 球 | バスケットボール男子 | 調　理 | 手　芸 |
| サッカー男子 | バスケットボール女子 | 演　劇 | 将　棋 |
| 卓　　球 | バレーボール女子 | 美　術 | 吹奏楽 |
| 陸　　上 | ソフトテニス女子 | ボランティア |  |
| ハンドボール |  | |  |

**７．生徒会**

生徒会規約の中に「この会は、日野市立大坂上中学校の教育方針に沿って役員を中心とし、

会員相互の向上や友情を深めることに努め、協力して自治生活を営み、あわせて学校の

成長発展につくすことを目的とする」とあります。この目的を達成するために、役員会を

中心に各種委員会そして全会員が日々、諸活動を展開しています。本校では中学校入学以降、生徒一人一人が、これらの活動を通して自主的・自治的な生活を送れるよう支援していきます。

5